

電気需給契約書案

需給者 分任支出負担行為担当官 濑戸内海漁業調整事務所長 (以下「甲」という。)は、(以下「乙」という。)と、水産庁船舶専用岸壁陸電設備で使用する電気の需給に関し次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、仕様書に基づき甲の水産庁船舶専用岸壁陸電設備で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、次のとおりとし、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

【基本料金】	基本料金単価 (1kWにつき)	円
【電力量料金】	電力量料金単価 (1kWhにつき)	
	夏季月 (7月~9月)	円
	その他季月	円

- 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 電力量料金には、燃料費調整額を含めるものとする。ただし、燃料費調整額は、電気事業法附則(平成26年6月18日法律第72号)第2条第1項に規定する小売電気事業者の定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(使用電力量の増減)

第5条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上の場合は、甲乙協議の上、契約電力を決定する。

(計量及び検査)

第7条 乙は、原則として毎月1日(以下「計量日」という。)に計量器により記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第8条 料金の算定は1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

- 2 基本料金は契約電力に第2条の基本料金の単価を乗じて得た金額から、その1月の力率に応じ、電力需給約款に基づき割引または割増しした金額とする。
- 3 電力量料金は、第7条により読み取った1月の使用電力量に第2条の電力料金の単価を乗じて得た金額から、電力需給約款に基づき算定された燃料費調整額を差し引きもしくは加えた金額とする。

(料金の請求及び支払)

- 第9条 乙は、第7条に定めた検査終了後、第2条の規定に基づき支払い請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを1ヵ月ごとに甲に請求するものとする。
- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

- 第10条 甲は前項の約定期間内に料金を乙に支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

- 第11条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電気の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な事由により解約を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用者等に不正な行為があったとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなく、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、
催告することなく、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(違約金等)

第13条 前条により本契約が解除された場合は、乙は当該日から契約期間満了の日までに
係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金
額と、契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の
10に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければなら
ない。

2 乙が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約
金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければ
ならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22
年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構
成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、
公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3に
おいて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」
という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止
法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令
(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」と
いう。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に
に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当
該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、こ
の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行とし
ての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の
規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引
分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件につ
いて、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付
命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入
札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当する
ものであるとき。
- (4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法
(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第
95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経
過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した
額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をす
ることができる。

- 2 甲は、第12条第2項又は第3項の規定により本契約を解除した場合は、これに
より乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 3 乙は、第12条第2項又は第3項の規定により本契約を解除した場合において、
甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

第15条 乙は、第12条第2項又は第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第16条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(秘密の保全)

第17条 甲及び乙は契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、甲及び乙は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、業務運営上やむを得ない場合はこの限りではない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させではない。ただし、甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(紛争又は疑義の解決法)

第19条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地
分任支出負担行為担当官
瀬戸内海漁業調整事務所長

乙